11- 451-	_												
中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定による認定申請書													
									令和	年	月	日	
乜	住伯市長	富	髙[	国 子	- 様								
								請者					
							<u>住</u>	<u></u> 所					
							<u> </u>	. 名					
	は下記のる 34番25			式会社	産業再			-				『千代田区 ←により、	
関との金融取引において借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用 保険法第2条第5項第8号の規定に基づき認定されるようお願いします。													
							記						
1					【注 1 】	が株式:	会社整理	里回収機	機構又は機	式会社	産業再生権	機構に、当	i社に
	対する負	貸付債	権を	譲渡し	たこ	 とを確認 <sup>.</sup>	できる資	料は、	別添 1 σ	とおり	。【注2】		
2	金融機関	-	の総	借入金	え残高≀	が減少し <sup>.</sup>	ているこ	ことを確	認できる	資料は	、別添 2 0	のとおり。	
	• · — · •										%	(A/B)	-
	A : 令和		年		月	日の記	金融機関	からσ	総借入金	残高			円
	B:令和		年		月	日 (,	Aの期間	の前年	<b>同期)の</b>	金融機	関からの約	総借入金残	高
													円
3						の目標、 <sup>*</sup> 3 のとお			化に向け	た取組	、債務のi	<b>返済計画等</b>	を規
4									に係る返	这条件	の変更を	受けている	. <del>-</del>
·	又は株式	<b>t会社</b>	産業	再生機	<b>養構法</b>		年法律第	[27号]	第22条第			支援決定を	
	C 0.00		7年 6心	C = a	) 貝 111	<b>本、</b>	4 07 2 83	) 9° I	<u></u>				
第	_		_	튁	<del>]</del>								
令利 自		手おり相	月 違な!	いこと	日を認定	定します。							
	E)信用的	<b>呆証協</b>			期間	日から		年	月	日	まで		
								佐	伯市長	富 髙	国 子		
【注 1	1		r: <del>1</del>	- 1 1 /	- 1+	业 = t 代 /-	L生长の	<b>卒冲</b>	l #_슈하		ζ 称を記 λ	+7 = L	

【注1】 <u>【注1】</u>には、当該貸付債権の譲渡をした金融機関の名称を記入すること。 【注2】貸付債権が譲渡された事実を確認できる資料として、<u>【注1】</u>から受け取った債権譲渡通知書等を添付すること。

- ② この では、 この できる この できる この できる この できる この にいます この できる この この にいまり この にい 【注3】申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び
- 【注4】事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した事業計画(様 式自由)を作成し、添付すること。
- 【注5】①株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていることが確認 できる資料としては、 【注1】による貸付債権の譲渡時の借入れに係る約定書 及び当該借入れに係る返済条件の変更がなされた株式会社整理回収機構との約定書を添付す ること。
  - ②株式会社産業再生機構法第22条第3項に規定する支援決定を受けていることが確認できる 資料としては、当該支援決定を行ったことについて産業再生機構が申込者に対して発出した 通知を添付すること。

## (留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、 保証の申込みを行うことが必要です。